

「あかれんが」において、有識者からなる行刑改革会議が、刑務所の運営に関する様々な問題を検討しているところであるとお伝えしましたが、この行刑改革会議から、昨年12月22日、法務大臣に対して、検討の結果を取りまとめた「行刑改革会議提言」国民に理解され、支えられる刑務所へ」が提出されました。

この提言については、法務省のホームページに掲載されていますので御覧いただきたいと思いますが、ここでは、簡単に、この提言の言わんとするところを説明したいと思います。まず、刑務所を運営する本来の目的は、受刑者に心から罪を悔い改めさせ、健全な社会人として復帰させることにあります。この提言では、この目的を実現する、人間としての誇りや自信を取り戻し、自発的に改善更生の意欲を持つことが大切であり、受刑者の

処遇において受刑者の人間性が十分に尊重されることが必要であるとお話します。現在の刑務所運営の基礎である監獄法は、百年近く前に制定され、実質的な改正がなされずにきたものであり、読みづらい上に、現代の法律ならば必ず明らかになっておくべきこと、つまり、受刑者にはどのような権利があり、義務があるのか、職員にはどのような権限があるのかなどが明確に書かれていません。そこで、この提言では、働かせることを中心とした処遇が行われていますが、この提言では、ただ働かせるだけでは、働かせることの意味が

「保護観察は、心理学、教育学、社会学、法律学などの専門知識を持ち、処遇の専門官である保護観察官（国家公務員）と地域のボランティアである保護司」が連携しながら行っています。

「保護司」という言葉をお聞きになったことがある人は多いと思います。保護司は、法務大臣から委嘱されたボランティアで、地域の実情や習慣をよく理解しているという特性を生かし、保護観察官と一緒に活動して、犯罪や非行の防止のための啓発活動などを行っています。

更生保護施設とは、法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む更生保護法人が運営している施設です。保護観察を受けている人などを宿泊させ保護して、生活指導や職業補導などを行っています。

「あかれんが」では、次号から、裁判員制度に関する記事の連載を開始します。裁判員制度について皆さんが知りたいこと、疑問に思っていることなどにすべてお答えできるよう、分かりやすく親しみやすい記事をお届けしますので、どうぞご期待ください。

「あかれんが」では、次号から、裁判員制度に関する記事の連載を開始します。裁判員制度について皆さんが知りたいこと、疑問に思っていることなどにすべてお答えできるよう、分かりやすく親しみやすい記事をお届けしますので、どうぞご期待ください。

# 行刑改革会議提言

## 国民に理解され、支えられる刑務所へ

以前、この「あかれんが」において、有識者からなる行刑改革会議が、刑務所の運営に関する様々な問題を検討しているところであるとお伝えしましたが、この行刑改革会議から、昨年12月22日、法務大臣に対して、検討の結果を取りまとめた「行刑改革会議提言」国民に理解され、支えられる刑務所へ」が提出されました。

この提言については、法務省のホームページに掲載されていますので御覧いただきたいと思いますが、ここでは、簡単に、この提言の言わんとするところを説明したいと思います。まず、刑務所を運営する本来の目的は、受刑者に心から罪を悔い改めさせ、健全な社会人として復帰させることにあります。この提言では、この目的を実現する、人間としての誇りや自信を取り戻し、自発的に改善更生の意欲を持つことが大切であり、受刑者の

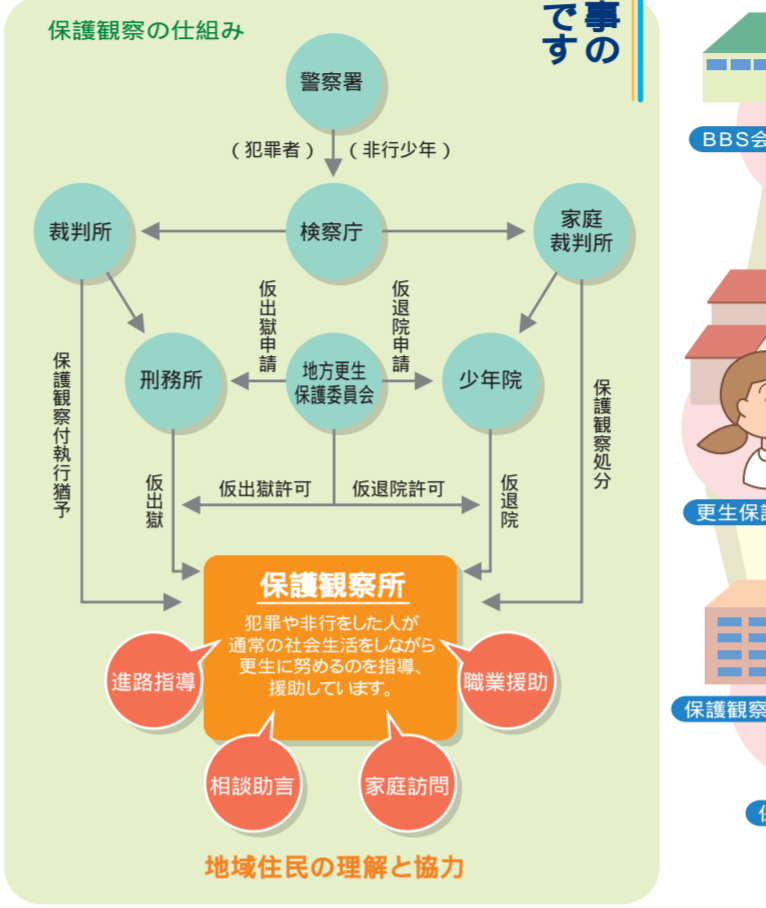
「あかれんが」では、次号から、裁判員制度に関する記事の連載を開始します。裁判員制度について皆さんが知りたいこと、疑問に思っていることなどにすべてお答えできるよう、分かりやすく親しみやすい記事をお届けしますので、どうぞご期待ください。

「あかれんが」では、次号から、裁判員制度に関する記事の連載を開始します。裁判員制度について皆さんが知りたいこと、疑問に思っていることなどにすべてお答えできるよう、分かりやすく親しみやすい記事をお届けしますので、どうぞご期待ください。

「あかれんが」では、次号から、裁判員制度に関する記事の連載を開始します。裁判員制度について皆さんが知りたいこと、疑問に思っていることなどにすべてお答えできるよう、分かりやすく親しみやすい記事をお届けしますので、どうぞご期待ください。

「あかれんが」では、次号から、裁判員制度に関する記事の連載を開始します。裁判員制度について皆さんが知りたいこと、疑問に思っていることなどにすべてお答えできるよう、分かりやすく親しみやすい記事をお届けしますので、どうぞご期待ください。

保護観察とは、裁判所で保護観察を受けることになった人たちが、刑務所・少年院から仮釈放を許された人たちが、生活の目標・指針を立ててそれを守るよう指導することにも、就職の援助や宿泊所の提供など必要な支援を行い、更生を助けることをいいます。



保護観察所は更生を助ける仕事をしています。犯罪や非行のない社会を築くためには、犯罪の取締りを強化したり、罪を犯した人を処罰することともに、犯罪や非行をした人が罪を償い、二度と過ちを犯さないようにすることが、また犯罪が発生しないような地域社会を築くことも重要です。



更生保護施設 草牟田寮



保護司による面接場面

「架空の債権」を請求する悪質な業者に御注意ください。最近、身に覚えのないことで金銭の支払いを求められるはがきやメールを送り付けられる人が多くなっています。これらの請求書の中には、実際に許可を受けた債権回収会社であるかのように偽造したり、公的機関に似た名称の団体や弁護士の名前で法的手続をちらつかせるケースもあります。法務省のホームページ上で、「債権管理回収業の許可会社一覧」や「身に覚えのない請求への対処の仕方」等を掲載していますので参考にしていただき、被害を受けることのないように注意してください。

保護観察所の仕事は、保護司などのほかに、多くのボランティアに支えられています。保護観察官は、心理学、教育学、社会学、法律学などの専門知識を持ち、処遇の専門官である保護観察官（国家公務員）と地域のボランティアである保護司が連携しながら行っています。

**INFORMATION** インフォメーション  
法務省発、ちょっと耳よりな情報です。

| 平成16年度刑務官採用試験(予定) |                                  |
|-------------------|----------------------------------|
| 期日                | 平成16年7月20日(火)～平成16年8月3日(火)       |
| 受付期間              | 平成16年7月20日(火)～平成16年8月3日(火)       |
| 第1次試験             | 平成16年9月19日(日) 合格発表:平成16年10月8日(金) |
| 第2次試験             | 平成16年10月15日(金) 10月16日(土)         |
| 最終合格発表            | 平成16年11月11日(木)                   |

| 平成16年度入国警備官採用試験(予定) |                                   |
|---------------------|-----------------------------------|
| 期日                  | 平成16年7月20日(火)～平成16年8月3日(火)        |
| 受付期間                | 平成16年7月20日(火)～平成16年8月3日(火)        |
| 第1次試験               | 平成16年9月26日(日) 合格発表:平成16年10月13日(水) |
| 第2次試験               | 平成16年10月20日(水) 10月21日(木)          |
| 最終合格発表              | 平成16年11月11日(木)                    |

矯正施設の医師募集  
期間:随時  
場所:全国の矯正施設  
詳しくは、下記法務省のホームページをご覧ください。  
<http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/kyousei14.html>

不法就労外国人対策キャンペーン  
期間:平成16年6月1日～同年6月30日  
概要:「ルールを守って国際化」を合言葉に、ポスター、リーフレット等を作成し、啓発活動を行います。

鑑定医に対する法務大臣感謝状の贈呈  
概要:平成16年2月10日、多年にわたり鑑定医として検察事務に対する協力と刑事司法の適正な運用に貢献された鑑定医9名に対し、法務大臣感謝状及び記念品が贈呈されました。

第46回全国矯正展  
期間:6月4日(金)10:00～16:30、6月5日(土)9:30～16:00  
場所:千代田区北の丸公園内科学技術館  
概要:矯正施設に関する紹介、刑務所作業製品の展示など

平成16年度司法試験第二次試験短答式試験  
期日:平成16年5月9日(日)  
場所:東京都・横浜市、京都・吹田市、名古屋・金沢市、岡山市、福岡市、長野市、仙台市、札幌市及び高松市  
概要:憲法、民法及び刑法について、択一方式(マークシート方式)で実施されます。現在、試験時間はお時間30分、60問の出題がなされています。

平成15年度人権に関する国家公務員等研修会(後期)が開催されました。  
概要:2月12日、東京都千代田区のイノホールにおいて、人権擁護局長主催による「人権に関する国家公務員等研修会」が開催されました。本研修会では、横浜市立戸塚高校の水谷修教諭による「青少年非行と薬物乱用の現状～非行少年、薬物乱用少年の人権擁護の観点から～」と題した講演と、人権啓発映画「いせ同和行為を排除するために」の上映が行われました。講師の水谷教諭は、子どもたちの非行防止と薬物乱用防止のため、授業が終わると夜の町に出向いて繁華街をパトロールし、子どもたちに声をかけて回っておられます。また、薬物問題の専門家としても知られ、子どもたちを取り巻く厳しい環境や薬物乱用の実態とその抑止などについて、全国で講演活動をされており、研修では、ご自身の実践と経験に基づいた迫力のあるお話をいただきました。当日の会場は約560名の出席で、盛況のもとに終了しました。



